

# 「火災とまぎらわしい煙や火炎が発生するような焼却」を行う場合は 消防へ届出が必要です！！

屋外の焼却行為は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で原則禁止されていますが、禁止の例外とされている焼却を行う場合は、消防本部へ届け出るとともに、火災にならないように、火の取り扱いには十分な注意をお願いします。

## 【禁止の例外とされている焼却】

- 農林業者が作業に伴い行う焼却であって軽微なもの
- 日常生活を営む通常行われる焼却であって軽微なもの
- 屋外レジャーにおいて通常行われる焼却であって軽微なもの
- 教育活動の一環として通常行われる焼却であって軽微なもの
- 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事のために必要な焼却
- 消火訓練に伴う焼却

※消防への届出は「火災とまぎらわしい煙や火炎が発生するような焼却」を把握するためのものであって、届出により焼却が許可されるものではありません。

※禁止の例外であっても、煙や臭い等により近隣住民に影響を与えることから、焼却はできる限り控えてください。

※焼却の状況等によっては、周辺環境や火災予防の観点から、中止を求めることがあります。

## 【焼却を行う場合の注意事項】

○焼却を行う場合は、周辺に燃えやすい物品を置かない、枯草等を刈り取るなど、火災にならないように注意してください。

○消火用水など消火の準備を必ずし、焼却が終わったら完全に消火してください。

○焼却中はその場を離れずに、しっかりと監視してください。

○風の強い日や空気が乾燥している日は、周囲の物品等に燃え移る危険がありますので、焼却を行わないようにしてください。焼却の途中で風が強くなってきた場合は、焼却を中止してください。

## 【届出の提出及び問い合わせ先】

茅ヶ崎市消防本部 指令情報課 指令情報担当

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 市役所本庁舎4階

電話 0467-85-4591（直通）

火煙発生届に発生場所案内図などの必要な書類添えて、2部作成し届出してください。

## 【神奈川県生活環境の保全等に関する条例に関する問い合わせ先】

茅ヶ崎市役所 環境部 環境保全課 環境保全担当

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 市役所本庁舎2階

電話 0467-82-1111（代表）内線（1231～1234）